

議案第一号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年一月十八日

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に關し必要事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 町民の心身の健全な発達に寄与するため次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

施設名	設置場所
町民プール	三朝町大字本泉五百十番地
町民武道館	三朝町大字本泉五百十番地

(管理)

第三条 体育施設は、常に良好な状態において教育委員会が管理し、その設置の目的に応じて最も高率的に運用しなければならない。

(使用)

第四条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料)

第五条 体育施設の使用料は徴収しない。

(教育委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。